

関係者からの意見聴取について

改正卸売市場法では、法律で定められた共通の遵守事項に反しない範囲で、取引参加者の意見を聴いたうえで、各市場で個別に遵守事項を定めることができます。岡山市場では以下のとおり関係者の意見を聴く機会を設け、新たな遵守事項を定めました。

①意見聴取の場

名称	メンバー	中央市場	地方市場
取引ルール検討会議	卸・仲卸・売買参加者の代表者	H30年度9回、R元年度2回、R2年度1回開催	H30年度8回、R元年度2回開催
		主要な取引規制について、関係者間での討議、意見調整を実施	主要な取引規制について、関係者間での討議、意見調整を実施
市場取引委員会 ※地方市場は意見聴取の会	卸・仲卸・売買参加者・出荷者・消費者の代表者	R元年度2回開催（10/21、11/5）	R元年度2回開催（10/18、10/31）
		取引ルール検討会議の議論を踏まえた業務規程の改正案を審議	取引ルール検討会議の議論を踏まえた業務規程の改正案を議論

②市場取引委員会等で出されたご意見

	意見内容	開設者の回答
卸売業者 (中央市場)	認定申請にあたっては、確実に認定されるよう万全を期してほしい。	国との事前協議を行い、確実に認定されるよう万全を期す。
卸売業者 (中央市場)	法施行後も開設者が適正な指導監督が行える体制を確保してほしい。	国の基本方針でも指導監督に必要な人員確保が求められており、卸の検査においても国が実施していた検査レベルが継続できる体制で対応していく。
消費者代表 (中央市場)	月1回限定で仲卸店舗を一般開放すれば、食材に対する親近感や興味も出て、市場活性化にもつながると思うので、仲卸店舗の一般開放を検討してほしい。	消費者に市場を知ってもらうことは大切なことなので、関係者の協力を得ながら、月1回程度、仲卸店舗で消費者が買い物できるような実現に向けて取り組んでいきたい。
売買参加者 (花き市場)	規制緩和して他市場に負けないようにしてほしい。	—